

「電気通信事業における会計制度の在り方」に対する意見

平成 1 9 年 2 月 2 1 日
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

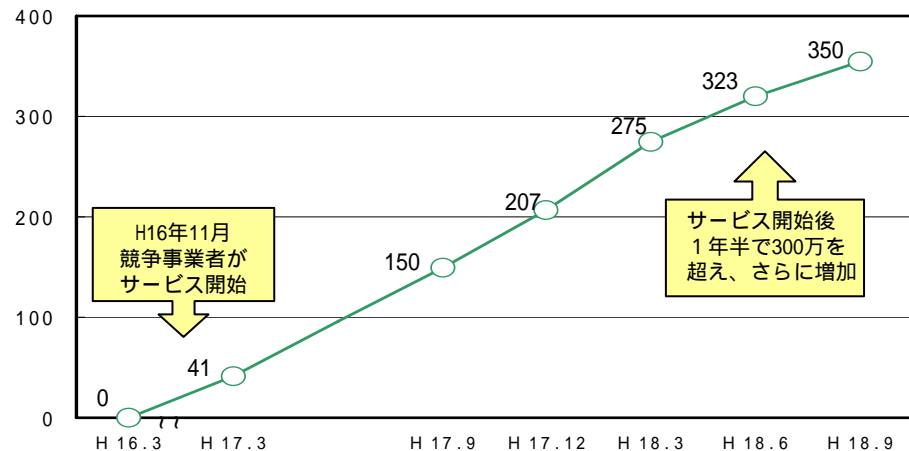
会計制度の在り方についての基本的な考え方

- ・ ネットワークのオープン化の推進や、自前でネットワークやアクセス回線を構築する競争事業者の登場によって、近年、通信市場は大きく変化しています。
具体的には、固定電話市場では、競争事業者によるドライカップを利用した直収電話サービスが開始後1年半で約300万のユーザを獲得するなど、基本料を含めた全面的な競争が本格化しています。また、ブロードバンド市場では、競争事業者が自前で装置を設置し独自のIPネットワークを構築したり、さらには光ファイバ、CATV、広帯域無線といったアクセスについても自ら構築する等、競争が一層進展しています。
- ・ こうした著しい競争の進展を踏まえて、接続規制や利用者料金規制について、規制緩和の方向でさらに見直しを行うべきであります。 また、それらを踏まえて、会計制度についても必要不可欠なものに簡素化の見直しを行うべきと考えます。
- ・ 特に、電気通信事業会計（指定電気通信役務損益明細表）については、その目的が利用者料金の適正性の検証にあることから、目的に照らし、プライスカップ規制の対象サービス（特定電気通信役務）の見直しを行うとともに、料金規制が撤廃されている特定電気通信役務以外の区分（特定電気通信役務以外の指定電気通信役務、指定電気通信役務以外の電気通信役務）を統廃合して、大幅な簡素化を図るべきと考えます。

(参考) 競争の進展状況

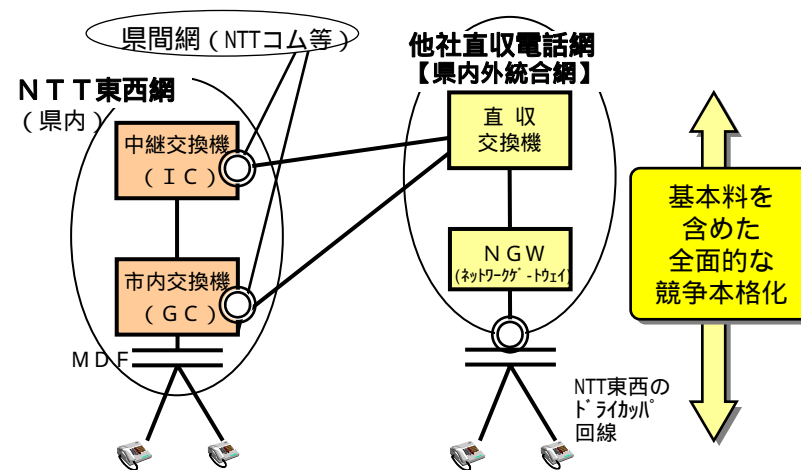
- 固定電話サービスは、競争事業者がドライカップを利用した直収電話サービスで300万超のユーザを獲得するなど、基本料を含めた全面的な競争が本格化

競争事業者によるドライカップを利用した直収電話回線数の推移



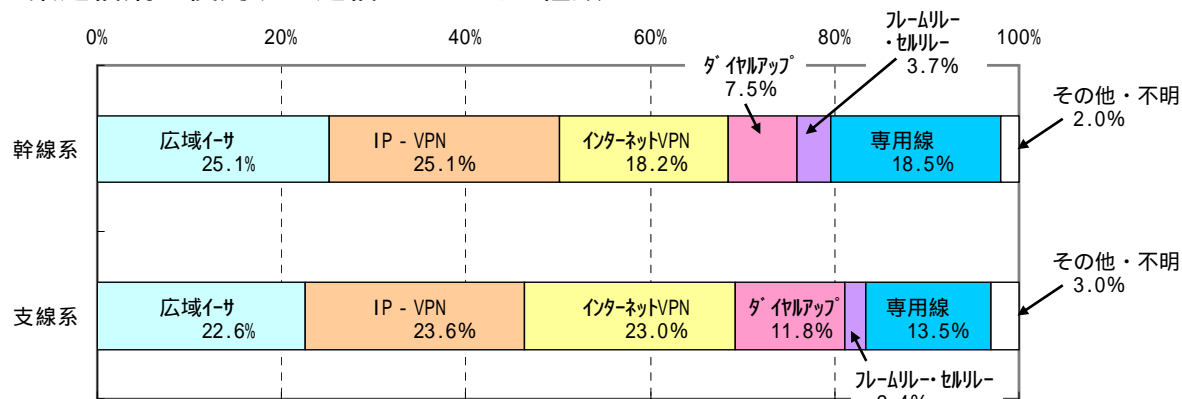
(出典) 総務省公表資料をもとに作成

直収電話サービス開始後の競争の形態



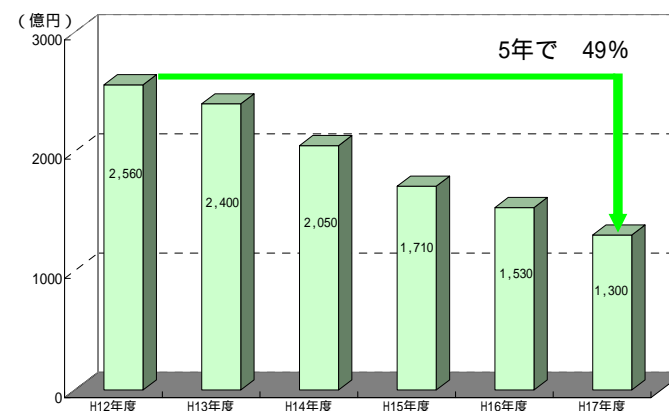
- 専用サービスは、IP-VPNや広域イーサネット等の新しい法人向けデータ系サービスの拡大に伴い、利用が急激に減少。

企業通信網に使用する通信サービスの種類



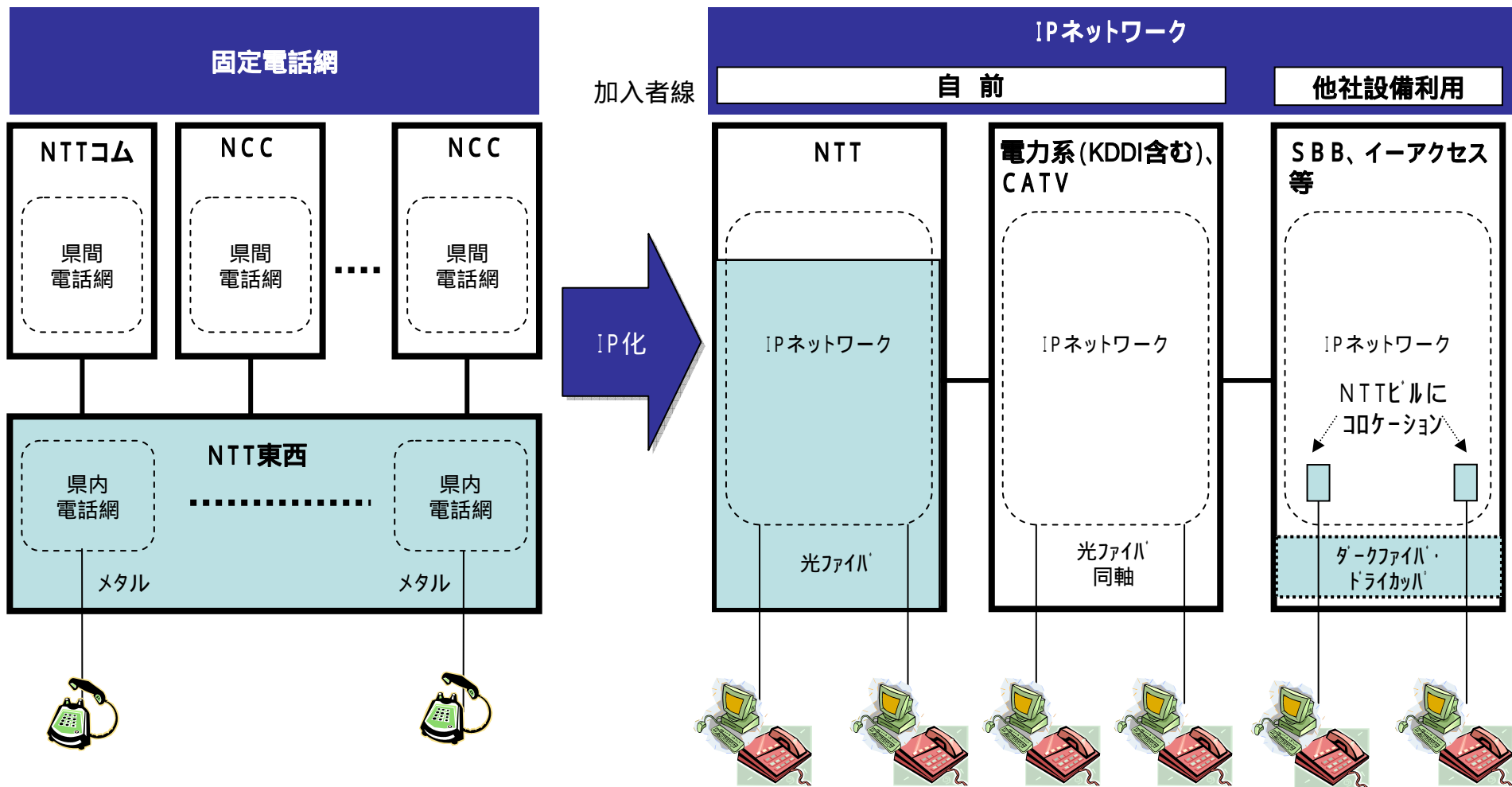
(出典) 総務省公表資料をもとに作成

ユーザ向け専用収入の推移 (東西計)



・ブロードバンド市場では、競争事業者が自前で装置を設置し独自のIPネットワークを構築したり、さらには光ファイバ、CATV、広帯域無線といったアクセスについても自ら構築する等、競争が一層進展。

ブロードバンド市場における設備競争の進展



今後の接続会計の在り方について

1. 設備区分の在り方

(1) 接続の機能追加に対応した設備区分の在り方

・接続会計の設備区分は、ネットワーク設備の装置等の種類に着目して設けられたものです。他方、接続料の機能は、1つのネットワーク設備を接続形態別に細分化したり、また、複数のネットワーク設備を組み合わせる1つの機能を設定する等、接続形態の多様化に伴って変更していくものです。したがって、接続会計の設備区分は、会計の継続性の観点から、設備の種類に着目した区分としておくべきと考えます。

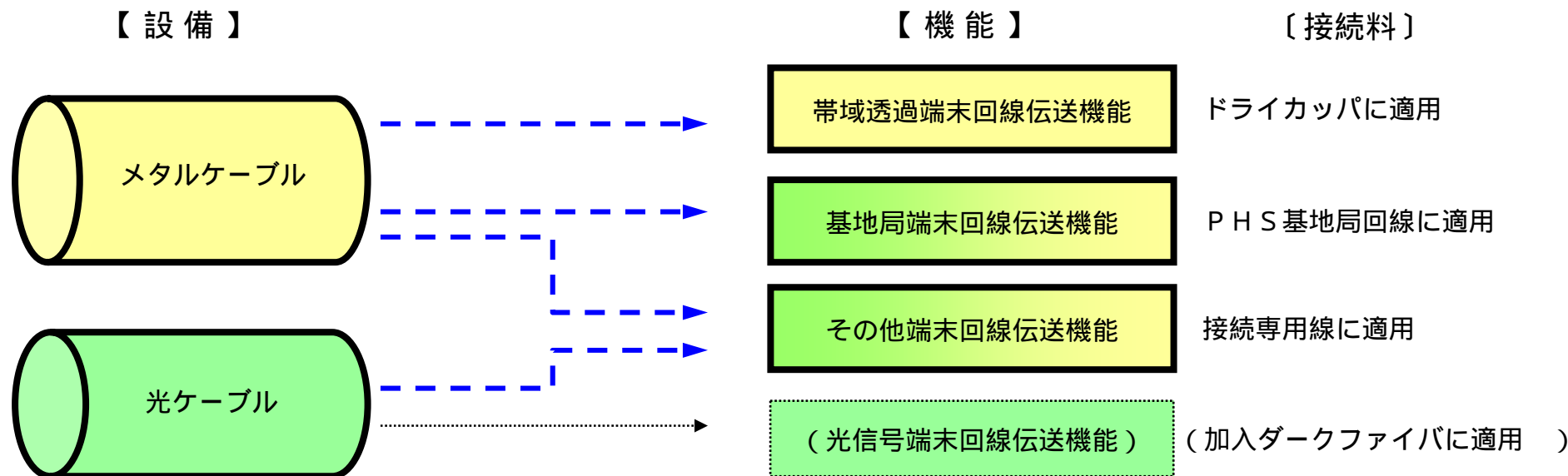
なお、接続料原価は、接続会計の設備区分別の原価をもとに、毎年、接続料の機能の変更に対応して算定しており、接続会計に基づく接続料の算定根拠において、設備区分と接続料の機能との対応関係を開示()しています。

() NTT東西の公式ホームページの公開情報サイトにおいて開示

NTT東日本：URL http://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/pdf/santei_h181222mosi1.pdf 等

NTT西日本：URL http://www.ntt-west.co.jp/open/sougo_yakkan/yakkan/061222ryokin_w.pdf 等

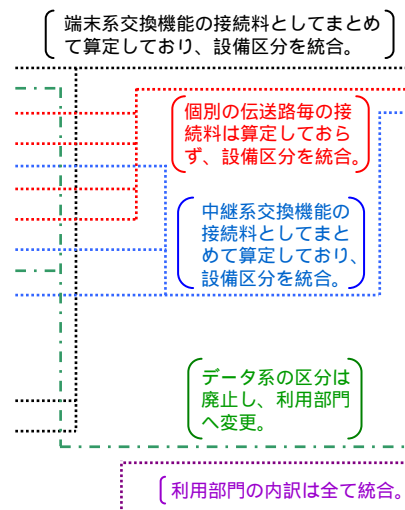
「端末系伝送路」の例



- ・ 現行の設備区分のうち、単独で接続料算定に用いられていないもの等、費用を個別に把握する必要性が薄れている区分については、簡素化（廃止・統合）すべきであると考えます。
- ・ また、地域IP網やメガデータネット等のデータ通信網等については、競争事業者は局舎コロケーションを利用して自らルータ等の局内装置を設置し独自のIP網やデータ網を構築しており、当社の設備にボトルネック性はないことから、指定電気通信設備規制の対象から除外し、設備区分（端末系交換設備（データ）、中継系交換設備（データ））は廃止すべきであると考えます。

設備区分	H17年度費用実績(億円)	
	NTT東日本	NTT西日本
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	4,336	4,604
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	835	1,002
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	120	123
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	38	34
主配線盤～端末系交換設備伝送路	86	74
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	2,251	2,391
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	486	349
端末系交換設備間伝送路	1	9
群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路	-	12
群タンデム交換設備	-	1
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路	378	377
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路(斜回線)	0	5
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	66	50
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	104	158
中継系交換設備～相互接続点伝送路(分離型閉門交換機)	-	-
信号網設備	14	16
呼関連データベース	3	12
番号案内データベース	135	149
PHS接続装置	-	-
総合デジタル網加入者モジュール	86	68
専用加入者線装置モジュール	353	355
専用線ノード装置	96	70
主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路	133	141
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	162	154
専用線ノード装置～相互接続点伝送路	39	37
公衆電話設備	158	120
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路	7	5
東西交付金	154	-
網改造料	86	86
指定外県内伝送路	88	115
県間伝送路	7	16
端末設備	574	348
機械設備	429	488
付加機能使用料、雑収入等控除項目	2,960	2,835
サービス活動	12,162	11,402

設備区分
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤～端末系交換設備伝送路
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備～中継系交換設備伝送路
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
信号網設備
呼関連データベース
番号案内データベース
専用加入者線装置モジュール
専用線ノード装置
主配線盤～専用加入者線装置モジュール伝送路
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～相互接続点伝送路
公衆電話設備
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路
東西交付金
網改造料
利用部門



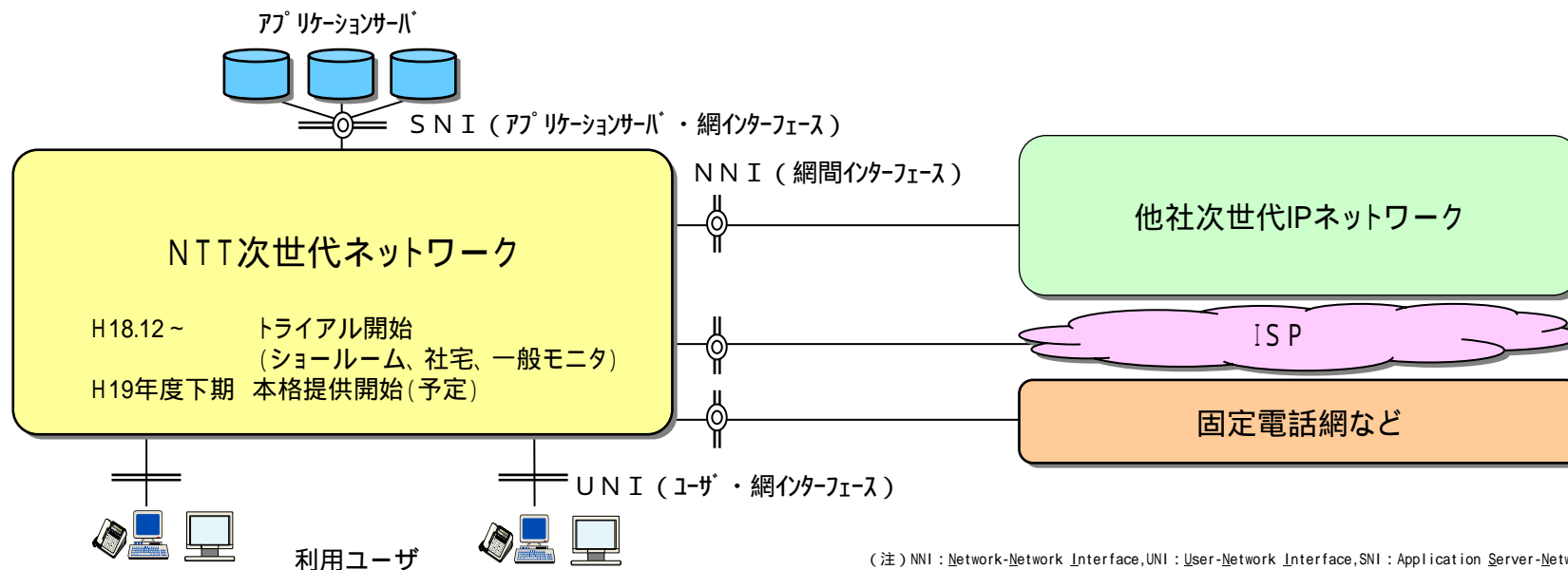
(2) ネットワークのIP化に対応した設備区分の在り方

役務ベースの設備区分について

- ・ IP技術の進展により、ルータで音声とデータの双方を提供することが可能になっており、役務別の区分は困難です。また、前述のとおり、当社のIP系・データ系サービスの設備にはボトルネック性はなく、指定電気通信設備規制の対象から除外し、設備区分は廃止すべきであると考えます。

次世代ネットワークに係る設備区分について

- ・ 次世代ネットワークは、ブロードバンドサービスに対するお客様ニーズの高度化・多様化に対応するために、固定電話網とは別に競争下で新たに構築する設備であり、技術的にもサービスのにもまだ予見が難しい面が多く、規制が当初から適用されるとすれば、柔軟な次世代ネットワークの構築・新サービスの開発を阻害することから、まだ、実態も無い段階で、規制の適用を前提とした議論をすべきではないと考えます。



(注) NNI : Network-Network Interface, UNI : User-Network Interface, SNI : Application Server-Network Interface

2. 原価算定の在り方

(1) 費用配賦の在り方

- ・ 現行の接続会計制度は、平成10年度に導入され、その後、接続ルールの見直し議論や接続料認可時の審議会答申の内容を踏まえ、その都度、配賦方法の見直しが行われてきたものと考えます。

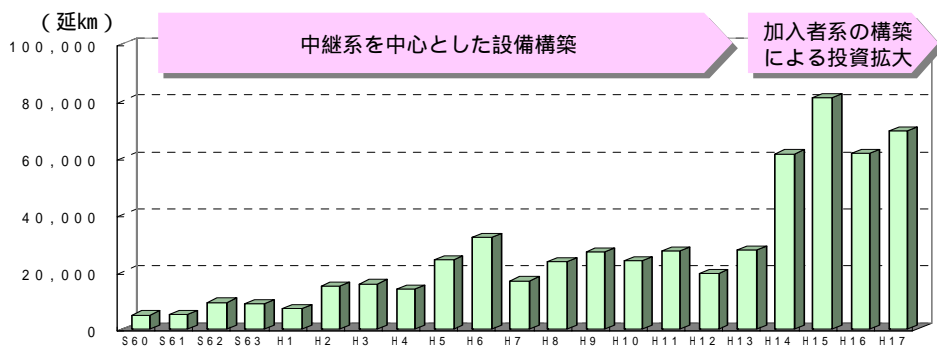
(参考) これまでに実施してきた配賦方法の見直し内容

	見直し前の配賦方法	見直し後の配賦方法
試験研究費の配賦基準の変更(H15)	・ 年度末時点の累計取得固定資産価額比	・ 当年度取得固定資産価額比
	・ ノードシステムに係る費用を電話交換設備のみに帰属	・ ノードシステムに係る費用の帰属先に、データ伝送に用いられる交換設備を追加
回線管理運営費の細分化(H15)	・ サービス別の区分を設けていない	・ 電話等、ラインシェアリング、ドライカップ、光サービスの4区分に細分化
電気通信ソフトウェアの細分化(H16)	・ 交換、伝送、線路、その他に区分	・ 交換は、端末系交換、中継系交換、総合デジタル網加入者モジュール、その他に区分 ・ 伝送は、専用、データ伝送、その他に区分

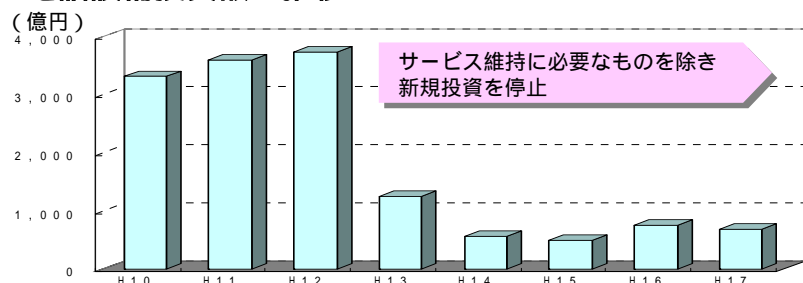
(2) 減価償却費(耐用年数)の算定

- ・固定電話需要の減少やブロードバンドサービスの拡大に伴い、メタル回線や交換機等の固定電話設備については、新規投資を抑制し既存設備の延命を図る一方で、光ファイバやルータ等については、増加する需要に対応するために設備投資を急速に拡大しているところです。このように設備の利用環境が大きく変化している状況の下で、新たな実耐用年数を適切に把握することは現時点においては困難であると考えます。
- ・なお、長期増分費用モデルにおいては、光ファイバの経済的耐用年数を架空20・3年・地下25・9年としていますが、例えば、当社において昭和60年(20年前)に投資した光ファイバは現在までに大半(約80%)の設備を更改している実態から見て、現実的でないと考えます。また、電話交換機の経済的耐用年数を投資抑制による設備の延命を考慮して19・9年としていますが、この耐用年数は延命している設備について無期限使用可能として算定しているものであり、これも現実的でないと考えます。

光ファイバの新規取得設備量の推移

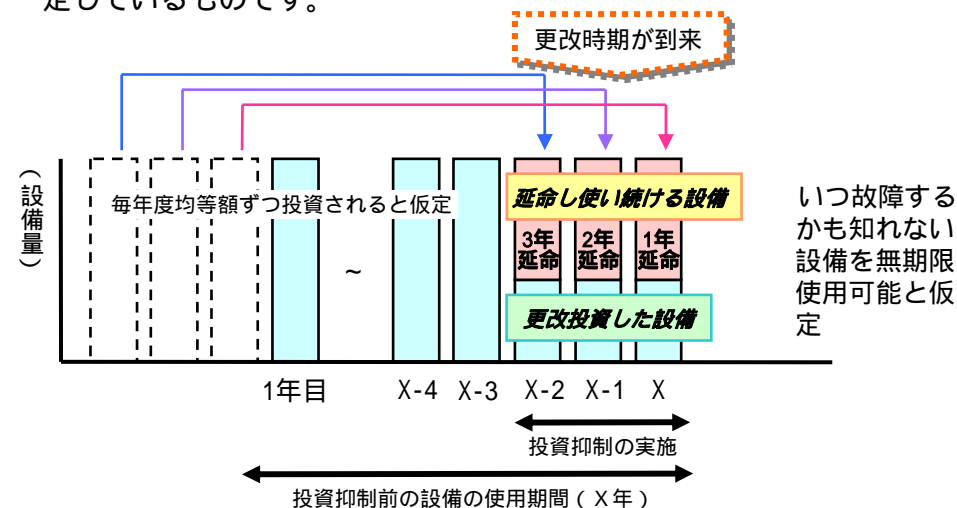


固定電話設備投資額の推移



L R I Cモデルにおける経済的耐用年数の算定について

- ・L R I Cモデルの耐用年数は、投資抑制による設備延命を考慮する際に、毎年度均等額ずつ投資されると仮定したうえで、更改時期が到来しても延命し使い続ける設備について無期限使用可能として算定しているものです。



(3) 長期増分費用 (L R I C) 方式により算定した費用との比較について

- ・長期増分費用 (L R I C) 方式は、 I P 化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話網について「高度で新しい通信技術の導入により効率化が図られることが認められる」という L R I C を採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、早急に廃止すべきであり、したがって、 L R I C 方式により算定した費用と実際費用の比較は不要と考えます。

L R I C の前提
<ul style="list-style-type: none">・「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて瞬時に構築する」という仮想的な前提。・右肩上がりの需要を背景に、「高度で新しい電気通信技術の導入によって、・・・電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」という前提。

現実の事業環境に
そぐわない

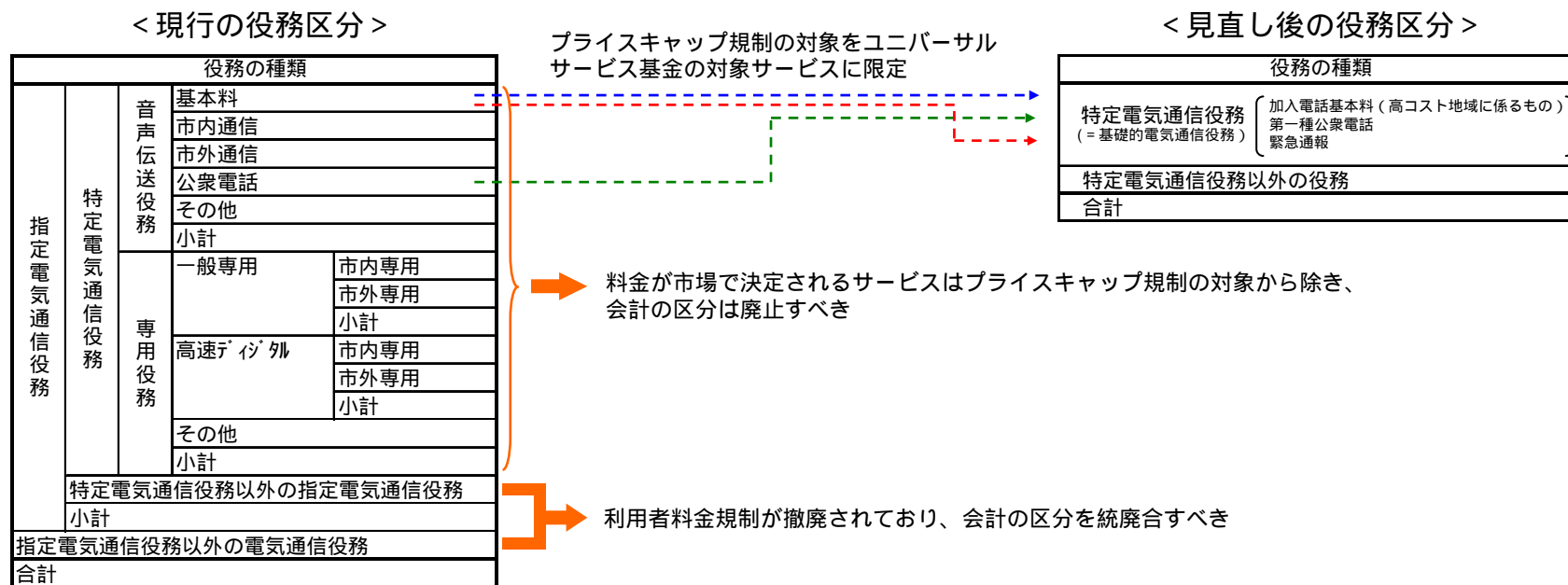
現実の固定電話市場
<p>I P 化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により</p> <ul style="list-style-type: none">・固定電話設備を新規に構築する事業者は想定されない。 むしろ、新規投資を抑制し既存設備の延命を図っている状況にある。・高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にはない。・調達量の減少による投資単価や保守用物品コストの上昇など、市場規模の縮小によりスケールデメリットが発生する状況にある。

今後の電気通信事業会計の在り方について

1. 役務別区分の在り方

(1) 特定電気通信役務等に係る区分の在り方

- ・ 現在、音声伝送役務と専用役務がプライスカップ規制の対象となっていますが、前述のとおり、音声伝送役務・専用役務とも競争が進展しており、料金が市場で決定されるサービスは利用者料金規制の対象から除くべきであると考えます。したがって、プライスカップ規制の対象は、競争市場となっておらず、ユニバーサルサービス基金の対象とされている高コストエリアの加入電話基本料、第一種公衆電話及び緊急通報（＝基礎的電気通信役務）に限定すべきであると考えます。
- ・ 利用者料金規制は、平成15年の事業法改正によって、プライスカップ規制の対象サービスを除き撤廃され、また、指定電気通信役務についても、保障約款の作成義務はありますが、料金水準に関する規制は撤廃されています。したがって、会計制度上も、プライスカップ規制の対象である特定電気通信役務以外の区分（特定電気通信役務以外の指定電気通信役務、指定電気通信役務以外の電気通信役務）は、統廃合すべきであると考えます。



(2) 次世代ネットワークを用いた商用サービスに係る会計の在り方

・次世代ネットワークは、ブロードバンドサービスに対するお客様ニーズの高度化・多様化に対応するために、固定電話網とは別に競争下で新たに構築する設備であることから、これを用いて提供するサービスは料金規制の対象外とし、各事業者には原則自由な事業展開を行わせ、問題が生じた際に対処していくアプローチを採ることが適切と考えます。

従って、次世代ネットワークサービスについての会計区分を設ける必要はないと考えます。

2. 費用配賦の在り方

・ 現行の電気通信事業会計（役務別損益）については、従来より、環境の変化に合わせた配賦基準の見直しが行われてきたものと考えます。

また、費用配賦の方法や基準については、平成16年度の基本料等委員会での議論を踏まえ、国民生活に不可欠とされる基本料サービスの費用に関して詳細な情報を開示（ ）しているところです。

（ ）NTT東西の公式ホームページの公開情報サイトにおいて開示 NTT東日本：URL <http://www.ntt-east.co.jp/kihonryo/h17santei.pdf> 等
NTT西日本：URL <http://www.ntt-west.co.jp/kihonryo/> 等

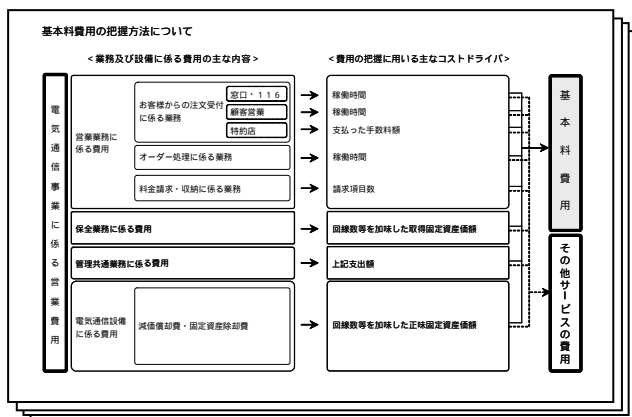
< これまでに実施してきた配賦基準の見直し内容 >

設備コスト 接続会計と同様の方法で配賦しており、前述のとおり見直しを実施
営業コスト 平成16年度の基本料等委員会での議論を踏まえ見直しを実施

（主な見直し内容）

	見直し前	見直し後
・ 法人のお客様に対する営業費	サービス別収入額比	サービス別稼働時間比
・ オーダ処理費用	役務別にはサービス別施設数比 音声役務内はサービス別支出額比	サービス別稼働時間比
・ 特約店に支払う取次手数料	役務別にはサービス別施設数比 音声役務別にはサービス別収入額比	サービス別に直接把握
・ 宣伝費	サービス別収入額比	サービス別に直接把握

< 基本料費用に関する情報開示 >



個別の費用項目ごとの基本料費用の把握方法について

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	基本料費用の主な把握方法（ ）
営業費	電気通信役務の提供に關する申込受付、電気通信役務の料金の収納等の業務に必要な費用	
注文受付	営業窓口、116における受付等に必要費用	・受付に要したサービス別稼働時間比で配賦
顧客営業（法人）	大口法人のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
顧客営業（その他）	上記以外のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用	・顧客営業のサービス別支出額比で配賦
販売サポート（一般営業）	電話等の営業業務に係るオーダー処理費用及び契約管理費用	・オーダー処理費用：オーダー処理に要したサービス別稼働時間比で配賦 ・契約管理費用：サービス別回線数比で配賦（マイラインセンタに係る費用は直接把握し、通話料に帰属）
販売サポート（特約店（一般営業）（特約店等））	電話等の特約店に支払う取次手数料及びオーダー処理費用	・特約店に支払う取次手数料：サービス別に直接把握 ・オーダー処理費用：オーダー処理に要したサービス別稼働時間比で配賦

3 . 多様な料金形態への対応

- ・ブロードバンド市場は、競争の進展とともに、技術革新やお客様ニーズの多様化・高度化に応じて様々なサービス・ビジネスモデルが出現し、業種業界を跨り大きく変化・発展していく可能性を秘めています。行政におかれても、今後のビジネスモデル・技術・設備・サービスなどを予測することは困難であると思しますので、各事業者に原則自由な事業展開を行わせ、具体的な問題事例が明らかになった段階で、事後的に対処していくアプローチを採ることが適切と考えます。
- ・また、現在は、ボトルネック設備を保有する事業者だけを規制対象（設備規制、会計規制等）としていますが、今後、上位レイヤや電力等他の事業分野からのレバレッジ等を持つプレイヤーが市場支配力を行使することが想定されることから、このような視点からの検討が必要と考えます。

その他の検討項目について

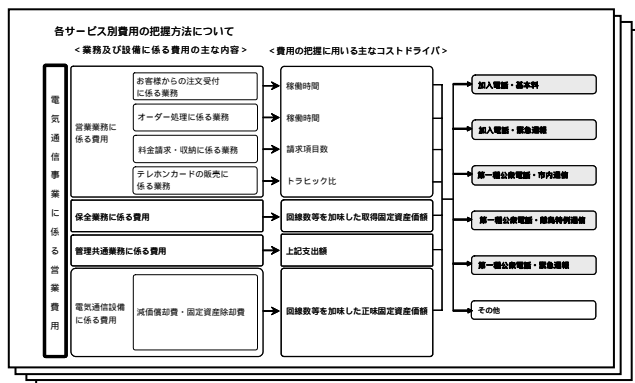
1. 基礎的電気通信役務収支について

(1) 費用配賦の在り方

・基礎的電気通信役務収支については、現行の電気通信事業会計（役務別損益）と同様の配賦基準に基づき算定するとともに、費用配賦に関する詳細な情報を開示（ ）しております。

（ ） N T T 東西の公式ホームページのユニバーサルサービスに関する情報公開サイトにおいて開示
 N T T 東日本：URL <http://www.ntt-east.co.jp/release/0608/pdf/060831a.pdf> 等
 N T T 西日本：URL <http://www.ntt-west.co.jp/u-shushi/> 等

< 基礎的電気通信役務収支における費用配賦に関する情報開示 >



費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法（ ）
営業費	電気通信役務の提供に関する申込受付、電気通信役務の料金の収納等の業務に必要な費用	—
注文受付	営業窓口、116における受付等に必要となる費用	・受付に要したサービス別稼働時間比で配賦
顧客営業（法人）	大口法人のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
顧客営業（その他）	上記以外のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用	・顧客営業のサービス別支出額比で配賦
販売サポート（一般営業）	電話等の営業業務に係るオーダー処理費用及び契約管理費用	・オーダー処理費用：オーダー処理に要したサービス別稼働時間比で配賦 ・契約管理費用：サービス別回線数比で配賦 （マイラインセンタに係る費用は直接把握し、通話料に帰属）
販売サポート（一般営業（特約店等））	電話等の特約店に支払う取次手数料及びオーダー処理費用	・特約店に支払う取次手数料：サービス別に直接把握 ・オーダー処理費用：オーダー処理に要したサービス別稼働時間比で配賦

(2) ユニバーサルサービス基金に係る交付金の使途について

・ユニバーサルサービス基金に係る交付金は、ユニバーサルサービスの維持のため、ユニバーサルサービス収支の赤字に充てる性格のものであります。したがって、交付金収入は、交付金が実際に交付される平成19年度以降の基礎的電気通信役務の収入に計上していく考えです。

2. スタックテストとの関係について

- ・ 電気通信事業会計（役務別損益）は利用者料金の適正性の検証を目的とするものであり、他方、スタックテストはあくまで接続料の妥当性をチェックする手段であり、利用者料金の水準を問題にするものではありません。

需要の立ち上げ期にあるサービスや競争下にある個々のサービスについて、営業費をどのように回収するかは事業者の経営戦略そのものであることから、スタックテストで用いるデータに電気通信事業会計における営業費を含めることは不適切であると考えます。

3. 子会社等との関係について

- ・ アウトソーシング会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されています。

なお、アウトソーシング会社への委託費については、費用の性格に応じた費用項目に適切に計上しており、問題はないと考えます。